



平成25年6月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 猿田史典 編集担当責任者 番井 菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

法教育を考える

先月、消費者庁から消費者基本計画の検証・評価についての意見書がパブコメに付されました。計画は多岐にわたるのですが、今回は「法教育」「消費者教育」について取り上げてみました。



ここ数年、「消費者教育」に行政をはじめ、消費者センターや学校、弁護士会、もちろん司法書士会も力を入れている実感があるわね。

そうだね。20年前だけど僕が学生のときには全然行われていなかったと記憶しているよ。

20歳になったとたん、先輩からマルチ商法まがいのことや高額な宝石の勧誘を受けて、お金がないと断ってもクレジットカードが作れるからと言われて困った記憶があるわ。

消費者というのは、事業者からみて情報や交渉力に差があるという前提になっているけれど、先輩や知り合いからの勧誘だとそうしたことに気が付きにくいよね。

それに正直言って、身近な携帯電話の契約一つとっても、いったい誰とどんな内容の契約をしたのかさっぱりわからないわ。言葉も新しい単語が次々出てきて…。

現代社会は科学技術の進歩によって複雑化しているから、それに乗じてよく理屈のわからない健康器具や投資話が作られることがあるね。専門家じゃないかぎり調べようがない。営業にきた人が感じのいい人だったら、その人の言っていることを信じてしまう傾向があることは、行動経済学という学問の実験でも実証されているね。

何を信じていいかわからなくなるわ。

①本当に欲しいものかどうか、②価格は納得しているか、③自分が買える範囲のものかを、冷静に判断する必要があるけれど、悪質な事業者はこの3要素に巧みにはたらきかけて契約へと誘導するから注意が必要だね。

最近は、就職先が見つからない若者がそうした悪質事業者に就職してしまっただけで加害者になってしまうということもあるみたいね。

普通の若者が、真面目に働くのではなく、だまし取って給料を稼ぐのが当たり前だと思ってしまうとしたら大変な社会になってしまうわね。「騙されないための法教育」だけではなく、「騙さないための法教育」も重要だ。それには、安心して暮らせる環境を整えることや、我々大人が範を示すことも必要だね。

法教育って、奥が深いのね。私も、「騙されない」ことは大事だけど、「騙された方が悪い」ということは絶対はないということを伝えていきたいわ。

実は以前、悪質業者に騙されないように、というセミナーを一般の方を対象に行った際、セミナー終了後、参加者から、「騙した者がずる賢かったら騙した者勝ちですね」と感想を頂いて、「シマツタ！」と思ったよ。

ああ、きりちゃんそれは失敗ね。騙される方が恥ずかしいと思ってしまうと、新たな被害を出すことに繋がりがねないわ。特に日本人は被害を口にしないとされていて、国民生活センターで集計されている各自治体の消費者センターに被害相談をするのは、被害を感じた人全体の4%と推定されているのよね。

法改正もマスコミなどで報じられる大きな事件がきっかけだったりする。

今も高齢者の財産を狙ったニュースが報道されているわ。これも氷山の一角としたら、とんでもないことだわ。

被害をなくすためにも、被害の声をあげやすい環境、価値観などが必要だね。法教育がこれからどんどん浸透して、社会に出る若者が「騙されない・騙さない・騙されたらきちんと声をあげる」ことが実践される社会になるといいね。

教えてきりちゃん！



父が借金を残して亡くなってしまいました。

相続の放棄をしたいので、注意点を教えてほしい。

相続の放棄は、相続開始を知ってから3か月以内に家庭裁判所に申し立てます。手続きは難しくありませんが、注意が必要な点がありますので、ご説明します。

- ①相続の放棄をすると、財産も負債も一切引き継がないことになる。わずかであっても預貯金を引き継いではいけないし、負債を支払ってもいけない。これらを行ってしまうと、「相続の承認」をしたことになり、放棄することが出来なくなってしまいます。
- ②子供が全員相続の放棄をすると、次にお父さんの両親が、両親が亡くなっていたらお父さんの兄弟姉妹が次の相続人になる。あらかじめ放棄の話をしておかないと、突然お父さんの両親や兄弟姉妹に負債の請求が行ってしまい、驚くかもしれない。もちろん、お父さんの両親や兄弟姉妹は相続放棄をすることができる。この場合は、「子供が相続放棄をしたので自分が相続人となったことを知った」ときから3か月以内に申立が必要となる。
- ③相続放棄は、家庭裁判所が「相続放棄を受付ました」という証明書を出してくれるが、債権者に通知をしてくれるわけではない。戸籍に載ったりするわけでもない。自分でその証明書を各債権者に送ることになる。
- ④家庭裁判所に申立てする相続放棄と、相続人で話し合って自分は持分はいらないと協議する(遺産分割協議)とでは意味合いが異なる。「放棄をした」と思っている、実は財産に関する遺産分割だけで終わっており、負債の請求だけに来ることもないとはいえない。相続はもともと自分のものではなかった権利や義務を承継するものなので、しっかり調査してどうするか決めてほしい。
- ⑤相続放棄した方がいいかどうか迷ったときは、調査のために3か月の期間を延ばす、「相続の承認又は放棄の期間の伸長」の申立をすることが出来る。

サクラサイト詐欺容疑で逮捕！

この原稿を書いている最中にサクラサイト詐欺容疑で経営者が逮捕されました。まだ容疑の段階ですが、報道によると37万人116億円の被害が疑われています。実感としては氷山の一角です。刑事で有罪になっても、被害者がお金を取り戻すためには民事での裁判などが必要です。これまで、サクラであることは証拠が掴みにくく、立証が難しいとされてきましたが、サクラを認定して、消費者が逆転勝訴した判決が出されたり、サクラサイト業者へ利用料の返金を求める一斉提訴が行われるなど、民事でも動きが出てきました。今後の動向に注目です。

「奨学金」について 考えてみませんか？

大学生の2人に1人が利用しているという「奨学金」。しかし、「仕事が見つからない」「延滞金が高額」などで、「返したくても返せない」という声が増えています。下記イベントで、奨学金について考えてみませんか？きりばたけ編集部員も参加して来ます！

「みんなでしゃべってかんがえよう！ ショウガクキンってどーゆーもの!? WORLD CAFE」
平成25年7月7日(日) 13:00～16:30 さっぽろテレビ塔2F
主催：「奨学金問題対策全国会議」
「北海道学費と奨学金を考える会」

司法書士会からの

お知らせ



『司法書士による暮らしに役立つ法律教室』開催
テーマ：相続・遺言

平成25年7月20日(土) 10時～12時
8月21日(水) 10時～12時

内容は両日とも同じです。

札幌司法書士会にて(札幌市中央区大通西13丁目)

参加費 無料 要予約

予約電話番号 011-281-3505

編集後記

「微笑みの花を咲かせているのは、大地の涙」。
アジア人で初めてノーベル文学賞に輝いたインドの詩人、R. タゴールの詩の一節です。
思わぬ被害に涙…なんて痛ましいことですが、今回取り上げた「法教育」「消費者教育」の機会を活用して、流された涙から学び、予防策を実践していくことで、未来の笑顔につなげたいですね。

本紙をご覧の皆さんとともに一輪でも多くの微笑みの花を咲かせられるように、わたしたち司法書士は全力で大地に涙を流します(!?) (り)